

鹿児島県保険医協会よりお知らせ

(2022 年 7 月 28 日付)

令和 4 年 7 月 22 日付の厚労省事務連絡（新型コロナに係る臨時的取扱いについて（その 72））により、令和 4 年 7 月末までとされていた、

①コロナ疑い患者に対面診療を行った場合の二類感染症患者入院診療加算（250 点）

※「診療・検査医療機関」として、公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内の外来診療

②コロナ陽性患者に電話等による診療を行った場合の電話等による診療（147 点）が、

※「診療・検査医療機関」として、公表されている保険医療機関などにおいて、重症化リスクの高いコロナ陽性患者（入院外）に対して電話等でコロナに係る診療を行った場合

令和 4 年 9 月末までに延長されましたので、お

知らせいたします。

詳しくは、<https://onl.la/EPaxbVF>
をご参照ください。



また、新型コロナウイルス感染症に係る「新型コロナウイルス感染症対策に係る診療報酬上の臨時的な取り扱い等の概要（医科）」につきましては、下記、保団連ホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。 <https://onl.la/yx1WAsm>



発行：鹿児島県保険医協会
TEL099-254-8662
FAX099-254-8667

協会 HP：<https://kahokyou.com/>